

[公開草案]

「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」

-
- 法人名 : UBS証券会社
 - 部署 : 株式資本市場部
 - 役職 : マネージング・ディレクター
 - 名前 : 大内 一郎
 - 電話番号 : [REDACTED]
 - メールアドレス : [REDACTED]
-

■コメント:

2007年9月22日付「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」(以下「公開草案」)について、下記のとおり意見申し上げます。

<意見>

取得条項付転換社債型新株予約権付社債の会計処理に関する第26項を以下の通りご修正をお願い致します。

(現行案)

(2) 取得の対価が自社の株式である場合

?取得と同時に消却「する」ことが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

(修正案)

(2) 取得の対価が自社の株式である場合

?取得と同時に消却「できる」ことが募集事項に照らして明らかであり、かつ、取得と同時に消却が行われた場合

<理由>

公開草案は第49項において「募集事項の内容等が上記以外の場合には、転換社債型新株予約権付社債権者が、当該転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権を行使することと経済的実質が同一であるとは言えず、むしろ自己社債の取得及び自己新株予約権の取得として会計処理することが適当であるものとした」としています。

しかし、取得条項付転換社債型新株予約権付社債の効用にかかわらず、CBが取得と同時に消却されたという実態があれば、当該取引は全体として新株予約権の行使と何ら変わりがありません。「自己社債の取得及び自己新株予約権の取得」として会計処理出来るのは、会社にその意思があることが状況的に明らかである(=すなわち取得と同時に消却しない)場合に限定されるべきであります。

また、自社の株式の市場価格が転換価格を上回ることを条件とした取得条項に基づきCBを取得し対価として株式を交付する場合はCBの取得価額は発行価額を超える為、即時の消却によって消却損が発生することになりますが、取得と同時にCBを消却したにもかかわらず、当初募集要項でその旨が明らかであったか否かにより消却損発生の有無が左右されるのは不自然です。

更に、CBの発行会社に募集時点で当該CBを一律取得時に消却するか否かを決めさせるのは負担が大きと言えます。すなわち、会社法では募集事項において取得したCBを直ちに消却するか否かを確定させる義務はなく、発行会社の適時の判断で消却するか否かを定める裁量を募集要項上確保しておきたいという要望もあり得ます。

以上の理由により、取得と同時に消却するという実態がある限り新株予約権の行使に準じて会計処理されるべきであって、取得するCBの取得価額を対価として発行する株式の時価によって測定する会計処理の適用は避けるべきであると考えており、冒頭記載の修正をお願いする次第であります。
